



# こども誰でも 通園制度



## こども誰でも通園制度とは？

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭へのライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月10時間まで、就労要件を問わず柔軟に保育所等を利用できる制度です。令和8年4月より、「認定こども園めぐたま」で実施します。

### 【対象】 町内在住の生後6か月から満3歳未満のこども

(保育所・認定こども園、小規模保育施設等を利用していないこと)

### 【施設】 認定こども園めぐたま

- 実施日時： 平日 8:00～16:00 ※詳しくは、園にお問い合わせください
- 利用料金： 1時間あたり 300円 ※月10時間まで利用可能  
おやつ代 150円、給食費300円 ※利用する場合
- 住 所： 金山町大字金山字荒屋35-1
- 電話番号： 0233-52-2355



### 【利用方法】

ご利用いただくには、事前に町の認定を受ける必要があります。  
オンラインで申請いただくか、子育て支援室の窓口で、申請してください。

- オンライン申請 : 右記の2次元コードを読み込み、つうえんポータルから、「金山町」を選択し、利用申請。
- 窓口申請 : 健康福祉課子育て支援室に、認定申請書を提出。



つうえんポータル

【制度に関する お問合せ先】 健康福祉課 子育て支援室 29-5622